

## F A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機・A V 8 B ハリアー戦闘攻撃機の訓練に伴う嘉手納基地への飛来に断固反対する意見書

5月7日から6月中旬にかけて、岩国基地からF A 1 8 ホーネット戦闘機12機とA V 8 B ハリアー戦闘機8機が通常訓練のため飛来するとのこと第18航空団から連絡を受けた。

今年に入り、嘉手納基地においては、普天間基地の滑走路補修工事を理由に、同基地所属の空中給油機などの固定翼機13機が1月10日から約3か月間、一時的に移駐したのをはじめ、2月11日にはF22A ラプター戦闘機4機、12日にはF A 1 8 E スーパーホーネット戦闘機3機の飛来や、2月22日から26日にかけては、空軍、海軍、陸軍、海兵隊の部隊と航空自衛隊所属の航空機と合同訓練が行われ、アイルセン空軍基地所属のF-16戦闘機10機と三沢基地所属のF-16戦闘機6機が参加する訓練も行なわれるなど、外来機の飛来が後を絶たず嘉手納基地周辺住民は強い憤りを覚える。

嘉手納基地所属の戦闘機の訓練移転は、日米再編協議で合意されたが現状は外来機の飛来等で騒音被害は増大している。今回の飛来訓練は、嘉手納基地の恒常的な負担を強いるもので断じて容認できるものではない。

よって、北谷町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から、度重なる外来機の飛来、訓練に対し強く抗議するとともに、関係機関に下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

### 記

- 1 いかなる理由にせよ、外来機の飛来や訓練をやめること。
- 2 外来機の飛来状況（通常の飛来を含む）を速やかに公表すること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月11日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長